

○那谷屋正義君 民主党・新緑風会的那谷屋正義でございます。本日は御多用にもかかわらず当委員会に参考人としておいでいただきまして、また、それぞれの立場から貴重な御意見を聞かせていただきまして、本当にありがとうございます。

そこで、民主党・新緑風会を代表いたしまして、お三方にお伺いをしたいというふうに思います。

実は、先ほどの中教審にゆだねるというふうなことの中で、それに臨む、それまでのこの審議会での、審議会に臨む決意を三名にお聞きしようと思ったんですが、今、山本委員の方からも既に二人の方の決意をお聞きしましたので、渡久山参考人にこの審議会に臨む決意を改めてお伺いをしたいというふうに思いますが、よろしくお願ひします。

○参考人（渡久山長輝君） 私は、義務教育費国庫負担は堅持すべきだという立場で臨みたいと思っています。

なぜかといいますと、先ほど私が語る述べましたように、やはり憲法で保障された教育への権利というのは国の責任としてきちっと財政保障はしていただきたいと、こういうふうに思います。そうじゃないと、一般財源化したときには、先ほどのいろいろな表で見ましたように、非常に各自治体においては財政困難の中で流用されているというのが実態なんです。ですから、そこを考えますと、やはり国として、義務教育については国が責任を持っていくんだというようなことで、僕は国にもそういう要請をしたいというつもりでおります。

以上です。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。

私もそういうふうに思うわけですが、一方で、この審議会の中では地方案も生かすというふうに今なっているわけで、その地方案は、先ほど石井参考人の方からもございました、教育論全体を論じていきたいというふうなことがございました。そういう意味で、地方分権というふうな観点でこの教育論というものを考えたときに、いわゆるこれまで余りはっきりしていませんでした国の教育にかかわる責任、そして地方の責任というもの、そうしたものがその審議会の中でより国民に明らかにされていくことが望ましいのではないかと、そういうふうに考えるわけですが、その点について渡久山参考人はどのようにお考えになるか、お聞きしたいと思います。

○参考人（渡久山長輝君） 三大臣の合意、あるいは今の、今、那谷屋先生が言われたこの文章なんですが、私から見れば極めて政治的な決着を付けたような感じがするんですね。私はやっぱり国としてきちっとした態度で決めるべきじゃないかなという気がするんです。

地方が非常に、地方が教育について、特に義務教育について大きな責任を果たしていらっしゃることもよく分かります。だがしかし、率直に申し上げて、国税五税を含めて、課税権が地方にはないわけですよ。先ほど石井知事はアメリカの州ということをおっしゃいましたが、アメリカの州は州自身が課税権を持っているんですね。ですから日本とは全然違うわけですから、日本の県とは違うわけですから、そういう面ではいいますと、やはり国が責任を持つべきものは責任を持つというような形にすべきだと私は思います。

○那谷屋正義君 財政面の上では私もそういうふうに思うわけですが、先ほど来からお話しされているように、いわゆるこれまでの国というのは中央集権型で、教育の、はしの上げ下ろしまで国が指導するというような、そういうふうな状況があるということも実は批判の中に一つあって、そういう意味では地方の教育にかかわる責任というものについて、財政論からでなくて教育論的なものから考えるならばどんなふうにお考えなのか、もう一度、渡久山参考人にお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人（渡久山長輝君） そういう意味でいうと、文部科学省も、今度は総額裁量制という形で地方の裁量権を大幅に認めてやれるような状況ができてきたと思ひます。ただ

、率直に申し上げて、フィンランドの教育なんかを見ますと、地方といっても県や市町村にあるんで、市町村などもできるだけ学校現場、子供たちに近いところに裁量権を移しているということを見ますと、やはり日本もそういう方向性というものは持ってなくちゃいけないだろうと、こういうように思っています。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。

次に、鳥居参考人にお伺いをしたいというふうに思いますが、先ほどもお話の中にございました、今の義務教育の問題はお金だけの問題でなくて、例えば学力の低下だとか様々な課題があるというふうに言われまして、私も三月二十二日の本委員会で触れたところではございましたけれども、文科省が右往左往し、マスコミも大騒ぎしたいいわゆるPISAの二〇〇三の調査から何を酌み取るかということが実は問われているのではないかというふうに思うわけでありまして、先ほど渡久山参考人の方からもございましたけれども、学力の二極化というものが非常に進んでいるということがこの中から分かるというふうなことでございまして、この二極化に対して、いわゆる下位層が増えてしまった、このことに対する手だてというものが今緊急な課題として一番あるのではないかと思うんですが、それについてどのようにお考えなのか、御意見をいただきたいと思えます。

○参考人（鳥居泰彦君） おっしゃるとおり、今学力の二極化、あるいは学力だけではなくて様々の広い意味での人間力の二極化が起こっていると思います。

この二極化の、今先生は下位層というお言葉をお使いになりましたが、正にその下の方の生徒たち、これをどうするかが一番のポイントは私は教員だと思います。教員七十万人、全国の小学校と中学校の教員七十万人というこれだけの膨大な数の人たちの質を上げる。質を上げると言うのが非常に簡単になってしまっていますが、子供たちに相対するときの対し方を改めてお互いに見直していくということが一番大事なことになってくると思います。

子供は褒めて育てる、そしてしかって育てる、両面が必要でございまして、果たして本当に教育の現場において褒め方がよく分かっている教員、しかり方がよく分かっている教員はどれだけいるんだろうかということを考えると、私たち、改めて総点検を必要とするというふうに思います。その点で、学力だけではなくて、道徳の面あるいは体育の面、そして社会観、人生観、そういったものについて指導していくことのできる教員層の層を厚くする、その作業が今最も緊急に必要であるというふうに思っております。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。

私も今言われました現場におりましたので、とにかくしかるというのが一番難しいなど。褒めるというのは、まあ褒め殺しじゃありませんけれども、子供たちの本当に光ったところをそれを取り上げるということで、もちろんそれも難しいことですが、それよりもしかり方というのが非常に難しい。怒ってはいけない、しかししかるんだという、こういうふうな、言葉のあやではないんですが、そここのところが非常に難しいなというふうに思っているところでありまして、是非そここのところは今後も教員の研究課題であろうというふうに思うわけでありまして。

先ほどの学力の関係ですけれども、OECD教育局指標分析課長がコメントされている中に、大変重要なことが、コメントが実はありました。

一つは、教育支出と成績は正の関係にあると。つまり、教育にお金を掛ければそれだけ成績がやはり伸びてくるんだという、そういうふうなことをおっしゃっています。ただアメリカは、これは大変教育予算も多いんですが、しかし例外になっています。私が考えるところでは、ちょっと競争主義が徹底し過ぎていからかというふうにも思うわけでありまして、そういうデータが一応出ているということをおっしゃっています。

また、勉強時間というものがあります。これは学校内外ですけれども、勉強時間と成績には相関関係がない、短い時間でも集中してやることによって良い成績を取れるんだという、そういうふうなことをおっしゃっています。

もう一つ、ここが大事だというふうに思うんですが、上位国では学校の自立性が高く、責任が広く与えられている、行政は学校の教育をサポートする役割に徹していること、また学校や教師の裁量が広く、かつ教師の職能開発を支援する研修システム整備などが個々

の学校と専門的な支援機関の有機的な連携の下に図られていることなどであると、このようなコメントを述べられていて、正にこの三点というのが、今この様々な教育課題の解決に大きな答え、ヒントになってくるんじゃないかというふうに思うところでございます。

そうした意味で、石井参考人の方にお尋ねをしたいわけではありますが、まず地方六団体というか、地方六団体の総意、地方の総意というふうに言われているわけですが、実は先ほど石井参考人もお話しされたように、一番の、国民にとって一番身近な自治体というのは市町村であるというふうなニュアンスのことを言われたかというふうに思うんですが、この義務教育費国庫負担制度について、七割以上の市町村からこの義務教育費国庫負担堅持の意見書が出ている、さらには九割の市町村教委からその堅持の回答があるということについて、地方の総意というふうなことを言われましたけれども、それぞれそのことについてどのように受け止めていらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。

○参考人（石井正弘君） 私どもは、昨年八月、全国知事会において、二日間にわたって大議論をし、先ほど申し上げましたようなアンケートも実施をする中でそのような意見書を取りまとめるという、提言をまとめるという形においては初めての多数決ということで決めさせていただきましたが、その後すぐ地方六団体が集まられまして協議、調整され、全体として六団体の総意ということであのような我々の改革案を政府に回答ということで提出をさせていただいたという経緯がございます。

その中で、我々知事会の中でももちろん異論がございましたし、賛成をした中にもいろんな苦渋の選択ということで賛成に回っていただいた方もおられました。そして、地方公共団体全体としては、もちろん市町村の中にも様々な意見があるということは、それぞれの市町村の市長会長さんあるいは町村会長さんからもそういう意見があって、しかし全体として政府に対して我々一丸となってこの地方分権を獲得するために回答していかなくちゃいけないという思いの中で、あのように改革案を提出をさせていただいたという経緯がございます。

もちろん、市町村の中に様々な意見があるということは承知をしておりますが、ただ、我々都道府県が今回の義務教育費国庫負担金の、県の方が負担をしているという実態から、この問題につきましては、我々知事会が主体となって意見を申し上げ、この問題に取り組んでいくべきと、このように私は考えているところでございますが、もちろん、市町村の皆さんにも是非知事会のこういう取組をこれからも御理解をさせていただくように努力を重ねていかなくちゃいけないと思っております。

○那谷屋正義君 先ほど石井参考人が言われたように、国民に一番身近な地方自治体は市町村であるというふうなこと、その市町村がいろいろ集まったのがいわゆる一つの都道府県になっているということの中で言うならば、いわゆる県のあるいは都道府県の総意というふうなことを言うならば、やはり市町村の考え方がそこで随分違っている部分が多いなというのをやっぱり印象として持たざるを得ないわけであります。

それはなぜかといいますと、先ほどから資料をたくさんいただいておりますけれども、やはり地方交付税があれば義務教育費も財源保障されるというふうに言われる、あるいは思われるわけではありますが、この地方交付税が本当に様々な国、地方の財政難の中できちんと確保される見込みがないというふうな心配がどうしても払拭できない。そして、今後教職員給与費が増加するということが、退職手当も含めて見込まれている中で、財源の乏しい地方公共団体はどうやって義務教育費を確保するのか、お聞かせいただければというふうに思います。

○参考人（石井正弘君） 先ほど私は説明資料でも述べさせていただきましたけれども、その地方交付税制度のそもそも論の考え方ですね、すなわち基準財政需要額とそして基準財政収入額、その差を交付税で埋めて、地方財政計画全体として我々の必要な財源を担保してもらっている。こういう制度というものを、それを前提に今回の地方分権改革というものは進めていかなくちゃいけないということ。これはもう、これが崩れてしまいますと議論にならないということが第一点でございます。

それから、一般財源化されましても、我々、義務教育に関する費用にしっかりとこれは

必要な額は予算措置をしていかなきゃいけないということ。それは、先ほど申し上げましたけれども、国の方におかれまして現行の標準法なり学習指導要領等々によって必要な最低限のものを担保していただき、そしてそれが担保されていなければ、実行されていなければ、様々な、申し上げました法律上の措置によって報告を求め指導し、あるいは最終的には交付税の返還と、等々の措置を講ずることが可能でありますし、また必要ならば法律改正をしてさらにそれをしっかりと担保されればいいというふうに私は考えております。

いずれにいたしましても、情報公開が非常に今進んでおりまして、我々都道府県も選挙による洗礼を受けながら、義務教育の教育水準の整備充実、これはもうむしろ競うようになっているところでございます。先ほどの資料にも付けさせていただきましたが、国が決めております標準法の定数よりも、ほとんどの都道府県において職員を増やしております。岡山県も当然単県の、単独の県費を投入して上乗せ、三十五人学級を導入しておりますけれども、こういったことで今競うように国が決めた最低基準より上乗せをしてやっているという現状がございますので、そういった点は御心配いただくことはない。地方不信というふうに我々はそういう御意見はとらえざるを得ないと、このように思っておりますので、是非御理解を賜ればと思います。

○那谷屋正義君 今はその状況にあつて、例えば小学校の一、二年生、低学年においては三十五人以下だとかあるいは三十人以下学級だとかという施策が各自治体の中で行われているということは大変望ましいというふうに思うわけですが、しかし、すべてが一般財源化されるというふうなことの中にあつて、渡久山参考人が出されたような様々なものがこの間ずっと減少してきている。図書費、それから研究図書費、そして旅費等々が減少してきているということ。

そして、それに対して定数法があるというふうなお話ございましたけれども、例えば地方交付税法二十条の二の部分については、今までもこの法律はあったものの、実はこのことが実際に実施、実行されたことはなかったというふうに聞いていますし、そういう意味ではやはり、何というんですかね、お金として、お金がしっかりと確固たるものが必要ではないかというふうに思うわけがあります。

そこで、ここのところ最後にお尋ねしたいんですが、先ほど鳥居会長が言われました、国による財政確保と地方分権が矛盾しないというふうに言われたこの部分について、石井参考人はどのようにお考えになれるのか、お聞かせいただければというふうに思うんですが。

○参考人（石井正弘君） 今回の義務教育費国庫負担金制度の見直しの問題につきましては、あくまでも過去の経緯から見て、今現在はその共済の長期とか退職手当、児童手当等々が対象外になって、もう我々は一般財源、やっているんですね。退職手当も非常にこれから数年後急増するという中で、もう文部科学省は我々地方に譲ってしまっているんですね。我々が自分で責任持って担保していかなきゃいけない。そういう中で我々は取り組んできているわけがございますので、残った二八・八%にしかなくなっていないこの人件費、要するに人件費の本体だけなんですね、給与費の。そこまでなっているものを地方に移譲したからといって、国の義務教育にかかわる責任というものを放棄したことには何もならない。

すなわち、国庫負担金制度によって必要な額を毎年毎年、文部科学省が財務省と協議をして決められていくそのやり方、それは施設整備費、耐震改修等が必要である市町村の建物、これがこういう非常な事態、厳しい状態にあるにもかかわらず、予算額が必要な額が計上されていない。そうであれば、今後も我々は、この今の制度が堅持されたとしても大変厳しい予算の制約の下で減っていくのではないかとというふうに考え、むしろそれよりは、地方交付税という全体の、これまた国の財源でございますけれども、それによって我々に税源移譲して財源を保障していただくということの方がより我々は望ましい、すなわち確実な財政運営ができるのではないだろうか。

どちらにいたしましても、文部科学省のそういう予算なのか、あるいは地方交付税という国全体の予算の中で我々がもらうこと、どちらがより確実な財源措置になるのかということに帰するのではないかと、このように私は思います。

○那谷屋正義君 時間が参りましたのでこれで終わりたいと思いますけれども、今言われましたように、どちらがより確実かという部分について、是非そういったことも含めて、財政論だけでないけれども財政論も外せないわけですから、是非この審議会の中でお話をいただいて、前向きな結論が出てくることを是非期待して、質問を終わりたいと思います。

。ありがとうございました。